

第9章 雇用・労働条件



埼玉県のマスコット コバトン

- 1 就労資格 しゅうろうしかく
- 2 就職 しゅうしょく
- 3 職場の問題で困ったとき しょくばの もんだいで こまったとき

1 就労資格 しゅうろうしかく

日本で働くことができる外国人は、就労が認められている在留資格の人だけです。在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者を除く）により、それぞれ就労できる範囲に制限があります。文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動（ただし、指定書の内容により異なる。）の在留資格では、就労することはできません。

「留学」「家族滞在」などの在留資格を持って在留する外国人の方がアルバイトなどの就労活動を行う場合には、事前に各地方出入国在留管理局などで資格外活動の許可を受けることが必要です。

相談窓口・問合せ先

機関名	電話番号	交通	受付時間	案内言語
東京出入国在留管理局	0570-034259 (IP、PHS、海外からは：03-5796-7234)	東京都港区港南5-5-30 JR品川駅港南口から都バス品川埠頭循環で「東京入国管理局前」下車	9:00～16:00 月～金曜日 (祝祭日及び年末年始の休日を除く)	日本語、英語
東京出入国在留管理局 さいたま出張所	048-851-9671	埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F 埼京線と野本町駅から徒歩10分	9:00～16:00 月～金曜日 (祝祭日、年末年始の休日を除く)	日本語のみ

2 就職 しゅうしょく

(1) 公共職業安定所（ハローワーク） こうきょう しょくぎょう あんていしょ

公共職業安定所（ハローワーク）は、就労可能な在留資格者で就職を希望する外国人に対して、職業の相談、職業紹介、雇用保険の給付、公共職業訓練の斡旋をしています。求職の申し込みは、近くの公共職業安定所で行います。

(2) 雇用保険制度 こよう ほけん せいど

雇用保険は、労働者が失業した場合などに必要な給付を行い、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進することなどを目的とした雇用に関する総合的な機能をもった制度です（給付を受けるには一定の条件があります）。



相談窓口・問合せ先

公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所名	電話番号	外国人雇用サービスコーナー 受付（祝日、年末年始除く）	所在地
浦和公共職業安定所	048-832-2461	金曜日：英語・スペイン語・ポルトガル語	さいたま市浦和区常盤 5-8-40
大宮公共職業安定所	048-667-8609	水曜日：中国語 金曜日：英語	さいたま市大宮区大成町 1-525
川口公共職業安定所	048-251-2901	月曜日：英語、スペイン語 火曜日：英語、中国語、スペイン語 水曜日：スペイン語・ポルトガル語 中国語 木曜日：ベトナム語 金曜日：英語、スペイン語、ポルトガル語	川口市青木3-2-7
熊谷公共職業安定所	048-522-5656	火・木曜日：英語・スペイン語・ポルトガル語	熊谷市箱田5-6-2
熊谷公共職業安定所 本庄出張所	0495-22-2448	月・水・金曜日：ポルトガル語	本庄市中央2-5-1
川越公共職業安定所	049-242-0197	月曜日：スペイン語 ポルトガル語 木曜日：英語・スペイン語・ポルトガル語	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F

埼玉県 外国人の生活ガイド

公共職業安定所名	電話番号	外国人雇用サービスコーナー 受付（祝日、年末年始除く）	所在地
川越公共職業安定所 東松山出張所	0493-22-0240		東松山市上野本 1088-4
所沢公共職業安定所	04-2992-8609		所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F
所沢公共職業安定所 飯能出張所	042-974-2345		飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F
春日部公共職業安定所	048-736-7611	月曜日：英語・ポルトガル語 木曜日：スペイン語	春日部市下大増新田61-3
行田公共職業安定所	048-556-3151		行田市長野943
秩父公共職業安定所	0494-22-3215		秩父市下影森1002-1
草加公共職業安定所	048-931-6111	水曜日：英語、ポルトガル語 木曜日：中国語	草加市弁天4-10-7
朝霞公共職業安定所	048-463-2233	金曜日：英語	朝霞市本町1-1-37
越谷公共職業安定所	048-969-8609	火曜日：英語、ポルトガル語	越谷市東越谷1-5-6

※外国人雇用サービスコーナーの受付時間

- ・浦和、大宮、熊谷、草加、越谷、川口 10:00-12:00,13:00-15:30
- ・本庄、春日部、朝霞 10:00-12:00,13:00-15:15
- ・川越 10:00-12:00,13:00-15:45

その他の相談窓口

名称	対象者	電話番号	所在地	案内 言語	受付時間 (祝日、年末年始除く)
埼玉しごとセンター ハローワークコーナー https://hwus.jp/	年齢・性別 問わず	048- 826- 5601	さいたま市 南区沼影1- 10-1 ラムザタワ ー3階	日本語	月～金曜日 10:00～19:00 土 10:00～17:00 ※サービスによって曜 日・時間が異なります 。詳細はホームページ をご覧ください。
若者自立支援センター埼玉 http://www.yisc-saitama.com/	15歳から49 歳までの無業者 とその親・家族	048- 255- 8680	川口市川口 3-2-2 川 口若者ゆめ ワーク3階	日本語	月～土曜日 9:00～17:00
埼玉県女性キャリアセンター https://www.pref.saitama.lg.jp/swcc/	女性	048- 601- 5810 (電話相談 専用) 048- 601- 1023	さいたま市 中央区新都 心 2-2 ホテルプリ ランテ武蔵 野4階	日本語	月～土曜日 9:30～17:30 毎月第3木曜日は休業 月～金曜日 10:00～16:30 (11:30～12:30は休 憩時間) 毎月第3木曜日は休業

名称	対象者	電話番号	所在地	案内言語	受付時間 (祝日、年末年始除く)
東京外国人雇用サービスセンター https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/	専門的・技術的分野（ビザが「技術・人文知識・国際業務」「技能」など）の就労可能な在留資格を所持している方及び、日本での就職を希望している外国人留学生の方	03-5361-8722	東京都新宿区四谷1-6-1コモレ四谷 四谷タワー13階	日本語 英語 中国語 (通訳が必要な場合はあらかじめ確認が必要)	月～金曜日 9:00～17:00
新宿外国人雇用支援・指導センター	ビザが日本人の配偶者や定住者など就労に制限のない在留資格をお持ちの方及び、アルバイトを希望する外国人留学生の方	03-3204-8609	東京都新宿区歌舞伎町2-42-10ハローワーク新宿（歌舞伎町庁舎）1階	日本語 英語 中国語 (通訳は完全予約制)	月～金曜日 8:30～17:15
グローバル人材育成センター埼玉（GGS） http://www.ggsaitama.jp/	日本国内の大学院・大学・短期大学等に在籍している外国人留学生で、日本での就職を希望する方	048-833-2995	さいたま市浦和区北浦和5-6-5（浦和合同庁舎3階・（公財）埼玉県国際交流協会内）	日本語	月～金曜日 8:30～17:15

(3) アルバイトを装った犯罪への勧誘に注意

SNSなどのインターネットや知人の紹介等で「お金をおろすだけ」、「荷物を受け取るだけ」などというアルバイトに誘われた時は気を付けてください。

このようなアルバイトには

- 他人のインターネットバンキングに不正アクセスをして、あらかじめ用意していた口座にお金を移すという不正送金事犯の現金の引出し役
- 他人のID・パスワードを使ってインターネットで商品を騙し取る不正配送事犯の商品受け取り役

として犯罪に加担させられる危険が潜んでいるので、十分気を付けてください。

また、

- 自分名義の銀行口座（通帳やキャッシュカード）を譲渡する行為
 - 自分名義の通話可能な携帯電話を譲渡する行為
- は、犯罪になりますので、絶対にしないでください。

3 職場の問題で困ったとき しょくばの もんだいで こまったとき

仕事に就いてから起るトラブルを防ぐため、労働契約を結ぶときには、労働条件を文書にしてもらうようにしましょう。労働基準法により、雇用主は、下記の事項を書面の交付により明示するよう義務付けられています。

- ① 労働契約の期間に関する事項
- ② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法など
- ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由も含む）

(1) 労働基準監督署 ろうどう きじゅん かんたくしょ

国の機関である労働基準監督署は、賃金・労働時間などの労働条件などを定めた労働基準法や、労働者の安全と健康を確保するための労働安全衛生法などが職場で守られるよう、監督・指導をしています。

また、労働者が仕事にけがをした場合などの労災保険給付をしています。

- ・ 労災保険給付 ろうさい ほけん きゅうふ

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合や障害や死亡した場合は、労働者災害補償保険法に基づく、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付などの給付金が支払われます。



相談窓口・問合せ先

労働局 ろうどうきょく

労働局	電話番号	外国語相談窓口	所在地
埼玉労働局 労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー	048-600-6204 (日本語) 048-816-3596 (英語) 048-816-3597 (中国語) 048-816-3598 (ベトナム語)	火～金曜日：英語 月～木曜日：中国語 月・火・木・金曜日： ベトナム語 9:00～12:00及び 13:00～16:30	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階

労働基準監督署 ろうどう きじゅん かんたくしょ

労働基準監督署名	電話番号	所在地	受付時間
さいたま労働基準監督署	048-600-4801	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
川口労働基準監督署	048-252-3773	川口市川口2-10-2	
熊谷労働基準監督署	048-533-3611	熊谷市別府5-95	
川越労働基準監督署	049-242-0891	川越市豊田本1-19-8 川越合同 庁舎2階	

春日部労働基準監督署	048-735-5226	春日部市南3-10-13	月～金 (祝・年末年始のぞく) 8:30～17:15
所沢労働基準監督署	04-2995-2555	所沢市並木6-1-3所沢合同庁舎3階	
行田労働基準監督署	048-556-4195	行田市桜町2-6-14	
秩父労働基準監督署	0494-22-3725	秩父市上宮地町23-24	

(2) 総合労働相談コーナー そうごう ろうどう そうだん こうなあ

埼玉労働局では雇用環境・均等室はじめ県内9箇所に「総合労働相談コーナー」を設け、労働に関する相談をお受けしています。解雇、いじめ、賃下げなど職場でのトラブルで悩んでいる方は各相談コーナーにご相談ください。



相談窓口・問合せ先

総合労働相談コーナー名	電話番号	所在地	受付時間 (祝日、年末年始のぞく)
埼玉労働局 総合労働相談コーナー	048-600-6262	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	月～金 9:00～17:00
さいたま 総合労働相談コーナー	048-614-9977	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	月～金 9:00～16:30
川口 総合労働相談コーナー	048-498-6648	川口市川口2-10-2 川口労働基準監督署内	
熊谷 総合労働相談コーナー	048-511-7010	熊谷市大字別府5-95 熊谷労働基準監督署内	
川越 総合労働相談コーナー	049-210-9334	川越市豊田本1-19-8 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	
春日部 総合労働相談コーナー	048-614-9968	春日部市南3-10-13 春日部労働基準監督署内	
所沢 総合労働相談コーナー	04-2003-6967	所沢市並木6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	
行田 総合労働相談コーナー	048-556-4195	行田市桜町2-6-14 行田労働基準監督署内	
秩父 総合労働相談コーナー	0494-22-3725	秩父市上宮地町23-24 秩父労働基準監督署内	

(3) その他の相談窓口 そのための そうだんまどぐち



相談窓口・問合せ先

名称	電話番号	所在地	言語	相談時間 (祝日・年末年始除く)
埼玉県労働相談センター https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/rodosodan/index.html	048-830-4522	さいたま市 浦和区高砂 3-15-1 県庁第二庁舎 1階	日本語	○電話(月～金) 9:00～16:30 ○来所(月～金) 9:00～16:00
埼玉県労働委員会 https://www.pref.saitama.lg.jp/shigoto/rodo/rodo/index.html	048-830-6452 048-830-6465 ※あっせん(専門家があなたと会社の話し合いをお手伝いします。)	さいたま市 浦和区高砂3-15-1 県庁第三庁舎 4階	日本語	月～金 8:30～17:15
埼玉県社会保険労務士会 総合労働相談所 https://www.saitamakai.or.jp/	048-826-4860	さいたま市 浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階	日本語	水(要予約) 10:00～16:00 (対面相談)
外国人総合相談センター埼玉 https://sia1.jp/foreign/advice/	048-833-3296 ※ 公共機関(市役所など)の窓口で日本語がわからなくて困ったときは、窓口の職員に依頼して電話をかけてもらってください。相談センターでは電話で仲介通訳をします。	さいたま市 浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎3階 (公財)埼玉県国際交流協会内	日本語 英語 中国語 スペイン語 ポルトガル語 韓国・朝鮮語 タガログ語 タイ語 ベトナム語、インドネシア語 ネパール語 ロシア語 ウクライナ語(要予約)	月～金 9:00～16:00 ※入管制度、労働問題、法律問題、福祉問題の対面相談は要予約 ロシア語は 10:00～16:00